



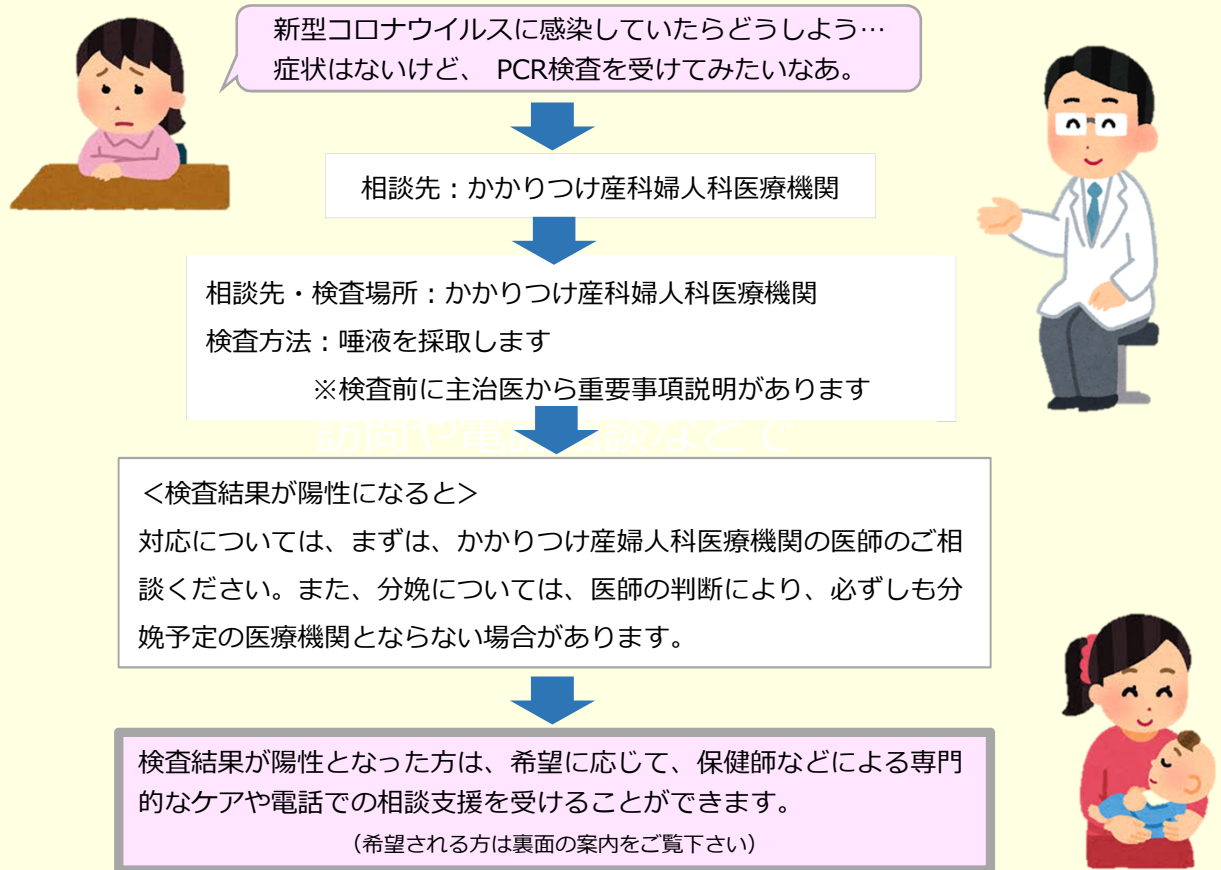
新型コロナウイルス感染症に不安をかかえる妊婦の方へ

検査を希望する妊婦の方に、新型コロナウイルスの検査を行います。

対象（以下の全てにあてはまる方）	相談先
<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠週数が34週以降の妊婦の方 ・発熱などの感染を疑う症状がない方 	妊婦健診を受けている かかりつけ産科婦人科医療機関

※本ウイルス検査は、令和4年度第二次補正予算分による母子保健医療対策総合支援事業において実施するものです。
 ※発熱などの症状のある方や無症状でも医師より検査が必要と判断された方は、本検査の対象ではなく、発熱外来を設置している医療機関に、ご相談ください。

■検査までのフローチャート



ウイルス検査の実施にあたっては、下記内容をご覧ください、かかりつけ産科婦人科医療機関にご相談ください。

- ・検査の性質上、実際には感染しているのに結果が陰性になること（偽陰性）や、感染していないのに結果が陽性になること（偽陽性）があります。
- ＜検査結果が陽性となった場合＞
- ・対応については、まずはかかりつけ産科婦人科医療機関の医師にご相談ください。
- ・分娩については、医師の判断により、必ずしも分娩予定の医療機関とならない場合があります。また、医師の判断により分娩方法等が変更される（帝王切開や計画分娩等）可能性があります。
- ・感染拡大防止の観点から、医師の判断により分娩時の立ち会いが制限される場合があります。
- また、分娩後の一定期間、母子分離（お母さんと赤ちゃんが別室での管理となり、赤ちゃんに触れたり、授乳することができない）となる可能性があります。
- ・本検査結果等につきましては、住民票のある自治体に提供させていただく場合があります。